

平成27年度 あいち農業農村多面的機能等委員会

(あいち農業農村多面的機能等委員会) 議事録

開催日：平成27年7月21日(火)

場所：愛知県三の丸庁舎B101会議室

1 開会

あいさつ(略)

2 議事

- (1) 平成26年度の実績報告について
- (2) 平成27年度の実施状況について
- (3) 優良活動表彰について
 - ・アンケート実施結果について
 - ・つどい開催について

【平成26年度実績報告について】(資料1-1、1-2)

(鈴木委員)

事業の名称がどんどん変わり、理解するのが大変。どう変わったのか簡単に説明していただきたい。

(西村委員)

新制度は、多面的機能支払のうちの「農地維持支払」が創設されたはず。以前の制度が維持、組替と理解しているが、新しい目玉のうち「農地維持支払」では基礎的保全活動は従来からあり、もうひとつの部分、体制の補充・強化、地域管理保全構想作成という、少し組織を強化するような新しく地域を作る・人づくりから行い、環境を守っていく、あるいは地域資源を保全していくためのプランを立てていくという概念が新しく創設されているのに、その説明がされていない。説明の補足していただきたい。

「中山間地域等」と「多面的機能支払」、「環境保全型農業」が一体型の直接支払となり、これまで「農地・水」で申請していたものが、中山間地域等を含めて出来るようになった。申請件数がより広がっているのは、制度上の背景もあると思う。新しく活動の書類作成も簡素化されつつあるかと思うので、新しく入ってきた、「中山間地域等」、「多面的機能支払」、「環境保全型農業」をあわせて、従来取組に入らなかった地域がどの程度入ってきたのか。(数字ではなく、状況)

(宮下委員)

ある時点で土地改良事業予算が激減し、多面的機能支払の予算により地道に農道補修等を実施してきた。新たに制度を法律化して、十分な予算が交付され、活動が出来るようになる反面、手続き等が変わり、交付金も多くなり、今まで、地道に活動してきた組織に制度変更を説明にすることが難しく、苦労をされていると思う。そのあたりも含めてざっくばらんに説明して頂きたい。

(事務局)

国の方から受けた説明では、従来の土地改良事業では用水補修や、排水補修などの基本的なことは、人間の背骨みたいなものになる。整備が行き届かないと末端まで血液が回っていかないので、多面的機能支払を創設、法制化し、農地の末端まで血が通うような制度。今の農業者はだんだんと少なくなり、農地末端のところまでなかなか血が回らなくなるので、地域で協力して行う。農地を農地として、農地が健全であれば多面的機能が発揮される。様々な動植物や希少生物も農地で生息することができ、農村が農村であり続けられるという思想を地元の人に持って頂くといいものである。

農地を維持するために最低限な活動として、少々破損した箇所の補修があり、これは「農地維持支払」で対応する。さらに、単に農地として維持するのでは見栄えも良くないため、農地法面などに草花を植栽すると、花がある環境となり景観向上を行う。さらに多面的機能支払の交付金は三階建てとなっている。

先ほど宮下委員が言われたとおり、22年度に予算が半減し、現在は予算が戻ってきたとはいいいながらも、実は21年度に比べると農業農村整備事業は6.2%しか回復していない。そうしたところを、多面的機能支払の三階建て部分で、国が工夫して、その予算をひねり出し、背骨部分でやれなかったところを、実は背骨も予算が半減しているので、背骨が細ってしまっている状態であったことから、それを補完する意味で、破損した用水路や農道をもうひとつ丁寧にやりなおそうとすることが、「三階建て」部分となる。この3つのパターンが26年度から出来た。この「三階建て」で、今までよりも非常に仕事が増え、昨年度は非常に地元の方々も戸惑い、ドタバタした。

先ほどの私の挨拶の中でも、一年試行錯誤し、やっとうこういった形で地域のなかで三階建てを、本来は土地改良事業の専門としてやっていくところを、よりきめ細やかに、手当ができるようなシステムに、多面的機能支払いが農村を補完する形で整理されるようになったのがこの事業のあらましです。

【平成27年度実施状況について】（資料2-1, 2-2）

（加治佐委員長）

私を含めて、この手の話は、一言でいうと、行政側はプロだが、私たちは素人。説明の仕方がよくない。国の資料も文字ばかりで、どこを読めばいいのかも判らない。説明した感じで終り、質問がなければ判ったこととする。が、実際は判っていない。委員からあまり意見が出なかったのは、これはあまり良くない状況。委員から直ぐ手が挙がって意見が出てこない、良い委員会ではない。先ほどの説明もそうだが、国から聞いてきた話に県の数字をあてがって説明しているというスタイルは、委員にとっては、意味が無いこと。今年の実績報告の多面的機能については、昨年度の実施状況の報告がされているので、昨年委員が意見したことに対して照らし合わせて、結果がどうだったのかという説明が無い。委員の意見がどのように反映されたのか、なにもフィードバックが無い。

（鈴木委員）

生活のなかで、「減農薬50%」「環境保全に優しい農法を実施」の農産物が増えている。毎日の仕入れするなかにも大変増え、「減農薬50%」「環境に優しい農法」など農薬を削減する取組が、そういう方向に大きく動いていると実感。農家出身なので農薬散布することの大変さ、自分の身体に害を及ぼすことの恐ろしさもよく存じ上げている。草むしりの大変さ、何のプラスにもならない草を取り、また捨てるということにあまりプラスがないような仕事だったが、草を堆肥にして、それで補助金対象はやりがいがあること。また環境にも良く、プラスがあるというのは、やりがいあり、実感している。

それから草生栽培と堆肥の施用は、その二段階で補助金が出るのは、果樹園に対しても大変良い。また有機農法、減農薬をプラスし、三通りくらいやれる。

また農薬も大変だが、有機農法等はもの凄く大変でも、環境がとても美しく素晴らしくなる。産地に行くと環境が素晴らしい。この取組を二段階、三取組もOKとなるようなご努力をしていただけたら農家もより一層よい農業ができる。

もうひとつ、取組の「草生栽培」がゼロのところあり、これから伸びしろとなる。取組をもっとしていただき、補助金をもらい、農業にも環境にも優しい、素晴らしい環境を作り出す農業が、もっともっと推し進められる。取組がゼロというところの未来に着目して、これから伸びしろがあると実感した。

（西村委員）

多面的機能支払の取組組織数のパーセンテージが増えている。特に混住化地域、都市化しているような農村地域も増え、先進農業地帯また逆に過疎化が進んでいるような設楽地域のなかでも数が増えており、制度の仕組みが変わりながらもフレキシブルに対応して、この制度がより良く機能していると思う。この活動を積極的に進めていただきたい。いままでの予算は農業の生産者の立場として行政は見がちであるが、宮下委員からも意見があったが、消費者の目線に立って農業を行っていくといった立場が、それが多面的機能というものの、根本的な考え方ではないか。

農業が米の生産の場だけではなく、広く都市住民の、地域住民も含めた全体の環境保全を行う、それから農村の機能といったものは農業サイドだけのものではなく、広く国民のものであるという認識に立った、そういった消費者目線に立つ取組であるべきで、そうしたところに予算がついていると理解している。

せっかく環境保全型農業を進めているので、ぜひ、少農薬、少化学肥料の農産物であることを県の方で消費者に判りやすい方法でアピールしていくことが重要。それを進めていることによって農業生産活動、安心安全な野菜作りあるいは食糧生産をやっていくことが広くアピールできていく。そういった点で極めて大切なこと。今後海外から値段だけで対抗してくる安い農産物が入ってくることに対抗しうる、もしかしたら唯一の対抗手段かもしれない。そうしたところで非常に取組は重要性が高い。

多面的機能の生態系保全調査があるが、実は環境保全型農業とリンクすべきではないかということ。いかに少農薬、少化学肥料の農業生産をやっているかという取組は、はたして生態系の保全に繋がっているのか、あるいは水質の改善につながっているのか、またそこに住む住民の健康を守っているのかどうかという、取組に「標」となりうると思う。今までは別々の形での予算であった「環境保全型農業」「農地・水保全活動」が、今回、一体化して予算申請できるようになったので、そのところを是非リンクした形で進めると非常に面白いものができるのではないか。最近問題になっている農薬のひとつに「ネオニコチノイド系農薬」がある。害虫駆除に非常に効果があるが、日本・アメリカは未だ禁止していない。

ところが、ヨーロッパでは禁止している。ミツバチ等が一時期この影響で居なくなったが、ヨーロッパではそういうことがない。害虫駆除に有効であると日本・アメリカでは未だ使っている。そういった農薬を使うと国内の生物多様性がどんどん痛めつけられていく状況となり、知らないうちに赤とんぼが居なくなった、あるいはバッタを見かけなくなったとかになる。農薬が大きな影響を及ぼしているのではないかと非常に危惧されている。それが生態系だけの問題だけでなく、実は人間にも影響があるのではないかと疑う私見も徐々に出てきている。そのあたりも含めて、本当はそういった国の制度とかが整うことが先かもしれないが、多面的機能支払の環境保全と環境保全型農業と生態系調査を含めて、健康な野菜づくりを進めていただけると非常に良い制度ができる。

(宮下委員)

法制化について、交付金の流れが国、県、市町村そして活動団体となった。市町村の合併で、農業・土地改良の農業の施策に関する窓口が無くなり、経験豊かな担当者が居なくなり、県出先は、制度を市町村に説明に行っても、なかなか話が通じないといったケースも多いと思う。市町村が合併し農業監督部門に農業担当者が居ないことで、全然話が通じないということ聞く。法制化で市町村に交付金流れ、実施団体と関わることで、農業担当者が出来てくると思う。又はそういう人材を市町村が採用するなど、農業に携わる担当が増えてくることは、非常に良いことだと思う。

(西村委員)

直接支払制度では多面的機能支払の枠があり、その枠のなかに「農地維持支払」がある。そのなかをみると、支援対象として、ひとつは基礎的保全活動がある。また農村の構造変化に対応した制度の拡充、強化、保全管理構想の策定もある。さきほども質問させていただいたが、あまり回答していただけていない。

実はこの部分が農業保全活動と生態系調査をミックスさせるといった、保全管理構想といった全体のプランニング、新しい地域づくりや新しいリーダーづくりとかに関連してくるような内容のものと推定しているが、そのあたりを含めて説明していただきたい。

(農地計画課)

[説明資料を追加配布]

地域資源の適切な保全管理のための推進活動として地域資源保全管理構想の策定をすることとなっているが、活動期間中に本構想を策定することとしており、26年度は制度移行と新規組織設立に尽力しており、策定した組織はない。来年度のこの委員会において、策定状況を報告させていただきたい。

【優良活動表彰について】(資料3)

(加治佐委員長)

イベント時には、表彰式があり、表彰される団体の方々は、お孫さん連れでステージに上がり、よい感じである。自分たちが汗水流したことで表彰されることを、孫たちにも見せたい、要するに、農家でない人達にも見てほしいという気持ちがある。以前は表彰のデータのなかに活動に参加した人として、市民がどれぐらい参加したのかあったかと思う。あるいは表彰の資料ではなくて、いままで

の委員会の資料としてあったかと思うが、ただ、市民目線を大事にしてほしいという市民の参加人数の資料を充実させようという流れになって、とどのつまり資料づくりが大変になってしまう。

今回の話のポイントには「担い手」という言葉があちこちに出てくるので、担い手を支えていきたいということがポイントのひとつだったかと思う。せめて、こういう「つどい」は、普段の活動は担い手さんを支える活動を中心にシフトしていき、こういう「つどい」の雰囲気が続けていただきたい。

4 その他

(鈴木委員)

せっかく担当の若い者や女性が出席しているので、今、担当している事業内容を話していただきたい。

(尾張農林水産事務所)

今まで話があったなかで、やっぱり事務処理が大変というのは地元からよく聞いていること。昨年、多面的機能支払に新しくなったということで地元にも何度も説明会に行った。事務処理を行う人が居ないから活動組織を立ち上げることが出来ないと言っていたところがたくさんあった。それをどうやって、事務処理を簡素化するかということも一つの手段だとは思いますが、事務処理をしてもらう人をどうやって探していくかということで、昨年、私どもの事務所では、土地改良区という母体があるので、その方々に事務処理をお願いして、農家に活動をやって頂くことをお願いした。この活動があることによって、地元農家さんも生物の調査が出来たり、水路の水質調査が出来たりして、本当にありがたがってもらっている事業なので、今後も地元の人に話に行ったりして、この事業を推進していきたいと考えている。

(尾張農林水産事務所一宮支所)

私のほうでも書類の作成が大変ということを知っている。それをいかにサポート出来るかがとても重要なことだと考える。実際、活動組織が県土連に委託して書類を作成してもらっているところもあるが、今回法制化されたことで、市が指導していく部分もあり、市から県に対して意見等をいただくこともあり、やはり一本にまとめていくことは難しいと実感している。

(海部農林水産事務所)

法制化に伴い、市町村の事務が増え、市の担当者もだいぶ苦勞されているようで、4月1日から法制化に伴って、いろいろな書類を提出してもらわなければならないので、年度当初は支援担当のかたもいろいろと大変で頑張っていたのだと思っている。今は3ヶ月ほど経ち、やっと落ち着いて、地元の活動組織もいろいろ活動を実施されている。先日も地元の生きもの調査に呼ばれて参加してきたが、地域の小学生が40人余り参加しており、以前から活動している組織であるが、地域の子も達とつながって、盛り上がったイベントとなっている。農地の保全ということ以外にもいろいろな効果があると感じている。

(知多農林水産事務所)

今年度採用され、多面的機能を担当して3ヶ月。市の担当者は、やっぱり県の担当者を頼りにしているなかで、法制度化となり、事業が名称、制度等が変わり、県の担当者も完全に理解出来ないところがある。そこが問題だと思う。生きもの調査においても、市に聞くと、県担当者が指導をやっていたかないと云うところもある。県としても、市が主体となってやっていただきたいと考えていると伝えるのだが。

市の担当者が県の担当者を頼りにしているなかで、こちらとしても多面的機能支払の事務の簡素化して、ちゃんと担当者が理解して、しっかりその場で説明できるようになっていかないといけないと、円滑な市町とのコミュニケーションがとれていかないと感じている。

(西三河農林水産事務所)

西三河地域は農業が盛んであり、その分活動組織もすごく多い。活動組織数が多いので、市町の担当者数はどこも似通っており、そのなかで全部の活動組織を見て回ったりするのは大変だという声を聞く。活動組織数が多いので、活動組織毎の考え方や活動方針が全然違うので、そういうことを纏めながら、いろいろな活動組織の意見を聞きながらするのは、すごく苦勞されているなど感じる。もともと農業が盛んな地域なので、すごく熱心に取り組んでいただいている活動組織の方も多く、そういうところへ、自分自身、活動に参加することがあり、嬉しそうに話をしてくれる。地域において、多

面的機能支払事業は地域を一つにする力というのを、話を聞く度に思うので、日々大切だなと感じながら事業に携わっている。

(豊田加茂農林水産事務所)

豊田市は25年度40組織が、昨年度50組織設立し、90組織で実施しているの、市担当者はてんでこ舞い。県はそれをフォローしようと頑張っている。増えた理由として、25年度までは農家と非農家が同時に取組まなければならないという事業要件があり、そうなる中山間地域はほとんど農業者だけとなっていたため出来なかった。事業の始まりは混在化や兼業農家が増え、自分の所有する農地しかタッチしないという感じがあり、地域の協働で農地や水路を管理しようということで、非農家を含めてというのが大前提であった。その要件で出来なかったところが、26年度に出来るようになり、それだけ増えたということ。

昨年度は知多農林管内で多面的機能を担当していた。当時、とにかく活動を頑張っているが、その活動を知らない人達は、農道が綺麗でも、水路がきれいでも、あまり気付かない。通り道としては、当然のように使われているのに。そのため市町で一つや二つはPRをしようと、知多農林管内で組んだ。それが先ほど知多農林の発言内容の市町でイベントをやって頂きたいということ、県が仕掛けた。例えば産業祭りなどでPR看板を作り、その地域の方々が守っているため池で獲れた魚を展示したり、魚すくいを体験させたりして、ため池はこういった生物が棲んでいることやこのおじさん達が守っているということ、PRした。池干しなどで池に入って魚取りを体験させたり、田んぼで生きもの調査をしたりとか、いろいろイベントを仕掛けたので、その名残で、今の知多農林の担当が大変と言っていることになっている。しかし、そういうときに、地元の方に話すとやはりいろいろな想いがある。今後の私たちの施策する土地改良事業につながる。パイプラインが困っていることなどメインの私たちの仕事の参考となる意見を聞くことが出来るので、事務量大変だ、嫌だと思ってしまうかもしれないが、その地域の人の意見を聞ける機会はそうそう無いので、みなさんも楽しんでやっていただければと思う。

(加治佐委員長)

質問がある。冬期湛水というものがあり、愛知県では環境保全型農業で平成26年度にはゼロとなっているが、私なりにネット検索してみたところ、豊田周辺で実施していたようだが。

(豊田加茂農林水産事務所)

冬期湛水は実施しているところがある。今の時期、睡蓮がとても綺麗に咲いている。一年中湛水という水が溜まっているので、この時期、圃場整備された綺麗な区画に綺麗に咲いている。写真撮影をされる方がみえたり、散歩コースになっていたりととても良い環境になっている。

(加治佐委員長)

そのもの自体は、継続的にずっと湛水させているということか。

(豊田加茂農林水産事務所)

はい。この事業で資料に出てくるのは、事業で実施か未実施かで、お金をもらってないところでもたくさん良いところはある。これ以外にも、この事業をきっかけに地域では多面的機能支払で伐採した竹を炭にして河川に配置したりすることを事業としては報告していないが、いろいろなところに波及している。

(加治佐委員長)

わかりました。こういった市民目線を事業に活かせばいい。

(鈴木委員)

判りやすいし、よく見える、ご苦労も判る。問題点とか、これから伸ばすべきことも全て、みなさんの発言から判る。

(西村委員)

立て看板でも横に付けておけばPRになる。

(豊田加茂農林水産事務所)

PR看板はこの事業の交付金対象となっているので、すでに立て看板を出している活動組織もある。

(新城設楽農林水産事務所)

中山間地域の多面的機能支払担当。昨年、多面的機能支払事業が創設されて、地元説明などで、地元の方と直接話し、意見等を聞く機会が多かった。昨年度、一生懸命説明させていただき、昨年度・

今年度と、新規組織が増えたが、なかなか取り組めないという集落もある。それは、他の事務所からの発言のとおり、事務処理が大変だということ。そして地元を引っ張っていくリーダーのなり手がいないこと。この制度は平地向けで中山間地域向けではないという意見も出ている。継続組織が5年間の協定期間のなかで頑張っている組織もいるが、5年後、今引っ張っているリーダーが、同じように引っ張っていくかどうか、今は判らない状況。多面的機能支払事業の中で地域資源の適切な保全管理のための推進活動のための地域資源保全管理構想を創設したところで、地域を引っ張って行くリーダーの方を、この事業の話し合いのなかでどのように保全していくのか、集落の担い手となる方を地域外から引っ張ってくるなど、他の集落と連携して広域的な活動を取り組んでいくような話し合いを進めていき、中山間地域でもこの制度が取り組み易いようにしていかなければと、行政側としても推進していくべきだと考える。

(西村委員)

次世代のリーダーというのは重要な話であるが、継続的にこの事業を進めていくにあたり、具体的な取組は現場ではどのようにやっているのか。

(新城設楽農林水産事務所)

多面的機能支払事業の取組というよりは、市の取組となる。限界集落に、多面的機能支払事業はだいたい平野部では60ha～80haの集落で取り組んでいるが、新城設楽農林管内では、2～3haという小規模な単位で取り組んでいる。こういった集落は人も少なく、担っていく人も少ないので、多面的の組織としてというよりは、集落自体を他の集落と合併して大きくしていこうという構想を市で立案していると聞いている。

(西村委員)

行政面での対応ということですね。地域のなかで、次は誰々がしろというような、リーダーの継承が少しずつ仕事を教えていくというようなやり方はないのか。

(新城設楽農林水産事務所)

小さい集落で人数が少ないながらも、役員を若手に任せること、また通常3名程度（会長・副会長・会計）を役員数を増やし、事務分担を図り、それぞれのスペシャリスト的な人材を育てるという取組は聞いたことがある。

(東三河農林水産事務所)

活動組織の方々が文書の作成に苦労している声を聞く。上司の事業に対する熱意により市職員への説明も熱意を持ってやっており、市職員も次第に熱意が電波するのか、新規組織の設立につながっている。それが市の職員の経験につながり自信をもつことになっている。

3 閉会

あいさつ（略）